

# 反社会的勢力排除に関する規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第1版 2017年2月23日

<文管 2-04>

(目的)

第1条. 本規程は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に関して必要な事項を定めることにより、業務の適正を確保し、もって反社会的勢力による被害を防止し、公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）の社会的責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条. 反社会的勢力とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人で、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団などの属性要件に該当するもの、並びに暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求などの行為要件に該当するもの、又は、これらに準ずるものをいう。

(基本原則)

第3条. (1) 役員及び職員（加盟団体含む）は、反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、不当要求対応部署を関与させ、組織全体として対応しなければならない。

(2) 役員及び職員（加盟団体含む）は、いかなる場合においても、反社会的勢力との間で取引を行ってはならない。

(3) 役員及び職員（加盟団体含む）は、いかなる場合においても、反社会的勢力からの不当要求に応じてはならない。

(4) 役員及び職員（加盟団体含む）は、いかなる場合においても、反社会的勢力との間で事実隠蔽のための裏取引や反社会的勢力への資金等提供を行ってはならない。

(対応部署)

第4条. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署（以下、「対応部署」という。）は、理事会とし、その対応責任者は理事長とする。

(1) 対応部署は、反社会的勢力に関する情報を収集し、管理しなければならない。

(2) 対応部署は、役員、職員及び加盟団体に対し、反社会的勢力への対応要領及び反社会的勢力に関する情報の管理等について、研修会を実施するなど、役員、職員及び加盟団体の啓蒙に努めなければならない。

(3) 対応部署は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部の専門機関（以下「外部専門機関」という。）と緊密な連携関係を構築するものとする。

(4) 対応部署は、反社会的勢力による不当要求に対しては、対応する

役員、職員及び加盟団体職員の安全を確保するとともに、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(属性調査)

- 第5条.
- (1) 役員、職員及び加盟団体は、新規に取引を開始しようとする場合、当該取引先が反社会的勢力に該当するか否かをあらかじめ調査しなければならない。
  - (2) 役員、職員及び加盟団体は、既に取り関係にある取引先について、反社会的勢力に該当するか否かを定期的に調査しなければならない。
  - (3) 役員、職員及び加盟団体は、前2項に定めるほか、取引先が反社会的勢力に該当するとの疑いが生じた場合には、当該取引先について反社会的勢力に該当するか否かを調査しなければならない。

(改廃)

- 第6条. 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(その他)

- 第7条. この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

以上

